



大城 好弘 議員

◇(株)西原ファーム4,000万円の赤字、債権3,000万円の放棄!

責任を明確に!!

問 (株)西原ファームの経営が、平成28年度決算損益計算書見込みで4,000万円の赤字で、経営存続は非常に厳しい状況にある。今後の対応について。(ア)赤字経営の要因について、耕作放棄地緊急対策事業計画と

この一般質問の内容は、会議録(反訳文)に基づいて各議員が質問の一部をまとめ、本委員会が最終確認・編集をしたものです。

西原ファームの経営計画に無理な事業展開が大きな要因と考えるが、具体的に赤字の内容について、数値で説明を求める。

建設部長 設立初期の第2期から4期にかけ耕作放棄地の再生が急務だったこともあり、法人としての生産高が安定しなかったこと、新規就農者の育成に費用がかかり、マイナスが大きくなっている。平成24年度で当期純利益531万円の赤字、平成25年度で1,447万円の赤字、平成26年度で903万円の赤字となっている。

問 (株)西原ファームから借入金3,000万円の債権免除の申し出がある。耕作放棄地解消対策事業の対応と見解を伺う。

副町長 農業振興の観点からして、この耕作放棄地解消対策事業については、これはずっと続けていかなければいけない大きな本町の課題であり、解散については考えていない。

問 (株)西原ファームの改善計画が提案されているが、その中身について確認する。

建設部長 新たな経営計画については主に人件費の削減、赤字であった加工販売施設の「ゆんたく家」の閉店、JAおきなわより、これは3,000万円の債権放棄が前提であるが、JA負担による3人の支援員派遣と新たな運転資金の融資を受けて再建を目指す計画となっている。

問 (株)西原ファームが解散した場合、国補助金の返還金額について伺う。

建設部長 (株)西原ファームが活用した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の額は約1,960万円。内訳として、耕作放棄地2万8千坪の再生事業で1,800万円、7か所の井戸設置で160万円。補助金返還については、再生した農地を継続して耕作できない場合に補助金返還の可能性が出てく

問 4,000万円の赤字を埋めるのは最終責任は誰が持つのか。

町長 出資者が5団体となっており、出資額に応じて責任を負うと考えている。



ない。

副町長 責任に関しては今の段階で誰にあるのかは、答えられない。議会は附帯決議をしたが、問題があれば否決すべきではなかったかという議論もある。

副町長 先ほどの「議会が否決すべき」の発言は、お詫びして訂正したい。



与那嶺 義雄 議員

◇3,000万円の債権(町税)放棄!

誰も責任を取らず?

問 西原町は平成24年11月に、耕作放棄地解消対策協議会を通じて農業生産法人西原ファームに3,000万円を融資した。今般、西原ファームの経営難を理由に、貸付金3,000万円の免除、債権放棄をする旨の説

えられない。債権放棄しても協議会には責任はない。今後大幅な収益は見込めないが、自立を促すよう支援したい。

問 道義的責任も現時点で感じないのか。

副町長 道義的責任があるのか今後検討議論したい。

問 3,000万円の税金ですよ。放棄して、誰も責任が持てない。一般の常識、町民の視点からそれぞ

も何らかの責任はあると考える。

問 再生うんぬんの前に、この破たんに関して町民への説明責任がある。責任は、補助をした町長や役員、経営陣にある。責任を認め、町民に説明し、それから再出発の話になる。

副町長 責任問題については、今後のファームの在り方を整理した上で考えたい。

問 誰も責任を取らないで、債権が放棄されたのでは町民は納得し

問 耕作放棄地緊急対策事業(農地再生事業)は国からの交付金を活用し実施している(補助率3分の2)。交付金額並びに自己負担額は。

建設部長 これまでの交付金額は1億9千万円、自己負担額は約5千3百万円。

問 耕作放棄地緊急対策協議会から西原ファームへの貸付3千万円の使途は。

建設部長 耕作放棄地解消は国の補助金、裏負担分は農地利用者の負担となっている。それにかかわる担い手の育成とか人件費もかかる。そのようなものにつかっただものと思う。

問 放課後等デイサービス支給量には、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限するとある本町の支給状況は。

福祉部長 障害児の介護を行う方の状況等を踏まえ、週1日から5日の範囲内で支給の決定を行っている。

問 児童デイサービス事業の給付費増加要因は。

健康支援課長 平成28年度の給付費は1億2千2百万円で、10%から20%増加している。増加の要因としては、事業所の増加並びに発達障害児への理解が進捗し、診断とか早期発見の取り組みが進んできたことで利用者が増加し、給付費が伸びている。



◇耕作放棄地への課税強化

◇耕作放棄地緊急対策事業

◇障害児通所支援事業

問 今年度から耕作放棄地の固定資産税を1.8倍に増税とある。

西原町は増税対応をするのか。

総務部長 農地法に基づき、農業委員会と農地中間管理機構との協議により、勧告を受けた農業振興地域内の耕



大城 誠一 議員

作放棄地に対しては、地方税法に基づき課税を行うことになる。急斜面や水利が悪い耕作放棄地を課税対象から除外する方策はあるのか。建設部長 条件不利地であっても農地中間管理機構への貸付を行う意思を表示した農地は勧告対象外となり課税強化対象とはならない。基幹的農業生産法人である西原ファームの位置づけは。産業観光課長 西原ファームの目的は、遊休化した農地を再生させるために農地を借り入れて農地集積を担う農業生産法人として設立した。問 これまでの耕作放棄地の再生実績並びに農業用ハウスの導入実績は。建設部長 耕作放棄地再生面積は2万8千坪、農業用ハウスは10箇所に入している。

この一般質問の内容は、会議録(反訳文)に基づいて各議員が質問の一部をまとめ、本委員会が最終確認・編集をしたものです。

今年中に農地中間管理機構に貸した農地にかかる「固定資産税」は来年度から「半額」に引き下げ!
所有する全農地(0アール未満の自作地は除きます)を、平成28年度以降新たに農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けたときは、次の期間、固定資産税の課税標準をその分の1に軽減されます。
① 10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは3年間
② 15年以上の期間で貸し付けたときは5年間
固定資産税の例
1万円 半額 → 5千円
固定資産税の例
1万円 → 1.8万円

広報にしはらH28年10月号掲載記事から